

# 中小企業コロナウイルス対策支援事業補助金

新型コロナウイルス感染防止及び新たな  
情報発信に取り組む町内事業者を支援します。



## 補助対象業種

小売業・飲食業・宿泊業・サービス業

町内に事業所を有する事業者であり、以下内容に該当することが必要です。

- ・補助金給付後も事業継続の意思があること
- ・暴力団員でないこと
- ・町税等の税金を滞納していないこと など

## 支援事業

### ①「新しい生活様式」導入支援事業

【補助対象となる取り組み内容】

**※町内事業者より購入、工事及び導入したものに限りませのでご注意ください。**

- ・マスク・消毒液・パーテーション・ビニールカーテン・空気清浄機
- ・検温器・店舗改修(空調)・コロナ感染検査費用 など

補助率：1/2以内 上限：5万円

### ②広告宣伝活動支援事業

【補助対象となる取り組み内容】

- ・チラシ・ポスター・リーフレット・看板製作費・新聞折込料
- ・雑誌等への広告掲載・ホームページ作成初期費用 など

補助率：3/4以内 上限：5万円

各事業を両方活用することも可能です。(1事業者の補助上限額は10万円です)

## 補助対象期間

令和3年4月1日(木)から令和3年12月31日(金)までに実施したもの

## 補助申請期限

令和4年1月14日(金)までに申請をしてください。

お問合せ

当別町経済部商工課商工係 電話：0133-23-3129(直通)